

2022年岐阜県発明くふう展ご案内

会 期 令和4年10月21日（金）～24日（月）[4日間]

（午前10時～午後6時まで。ただし、最終日は午後3時30分まで。）

会 場 マーサ21（岐阜市正木中1-2-1）

すべて
入場無料

展示場所	一般の部（有料）	1階「マーサスクエア」
	一般の部（無料）	4階「マーサホール」
	児童・生徒の作品の部	4階「マーサホール」
	児童・生徒の絵画の部	1階「マーサスクエア」
	商標・社標の部（有料）	1階「マーサスクエア」

* 4階「マーサホール」へのご案内

西スロープより「本館立体駐車場4階①」
または、1階「マーサスクエア南入口」
付近のエレベータをご利用ください。

応募締切日：令和4年9月16日（金）[実行委員会事務局必着・期限厳守]

《主 催》 岐阜県・岐阜市・一般社団法人岐阜県発明協会
《運 営》 2022年岐阜県発明くふう展実行委員会

2022年岐阜県発明くふう展開催要綱

★趣 旨

科学技術の開発は、これまで我が国の社会、経済発展の原動力として大きな役割を果たしてきましたが、世界的に感染症が拡大する中、科学技術への期待は大きくなっています。

このようなとき、21世紀における新たな自立的発展と科学技術を通じ、産業の振興と育成を図って行くことが、今後我が国に残された最も重要な課題の一つであると考えます。

特に、新型コロナウイルス感染症により自宅内での過ごす時間が増えている中で、次代を担う児童・生徒が発明くふうする楽しさと創作する喜びを体得させることが重要と考えています。

「岐阜県発明くふう展」は、各界各層のご支援ご協力を得て、本年度で第69回を迎えました。本年も県民の優れたアイデア・発明考案品を募集し、作品を一堂に展示することによって、一層発明思想の高揚と科学技術の振興並びに地域産業の発展に寄与することを開催の目的としています。

★主 催 岐阜県・岐阜市・一般社団法人岐阜県発明協会

★後 援（申請予定）

文部科学省、特許庁、中部経済産業局、岐阜県教育委員会、県内関係市町村、県内関係市町村教育委員会、岐阜県市長会、岐阜県町村会、日本弁理士会、公益財団法人中部科学技術センター、中部日本弁理士倶楽部、公益社団法人発明協会

★協 賛（申請予定）

岐阜県商工会議所連合会、岐阜県繊維協会、岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、岐阜県紙業連合会、岐阜県機械金属協会、岐阜県木工連合会、岐阜県プラスチック工業組合、岐阜県食品産業協議会

★運 営 2022年岐阜県発明くふう展実行委員会

★会 期 令和4年10月21日（金）～24日（月）[4日間]

★会 場 『マーサ21』（〒502-8521 岐阜市正木中1-2-1 TEL 958-295-2222（代表））

★表彰式（1階「マーサスクエア」）

◎「児童・生徒の作品の部」、「児童・生徒の絵画の部」

令和4年10月23日（日）午後3時～4時

◎「一般の部」

令和4年10月24日（月）午後3時～4時

★特別展示（4階「マーサホール」）

◎第80回全日本学生児童発明くふう展特別賞受賞作品の紹介

★注意事項

◎特許、実用新案および意匠の出願を予定している方は、本展に申し込まれる前に、特許庁への出願の手続を終了してください。なお、出願が間に合わない場合でも、本展開催日より1年以内であれば、出願は可能ですが、先に他の人が出願した場合、権利取得ができなくなります。

◎作品に曲を用いたり、歌詞を表示することは、著作権侵害にあたる為、製作前に許可を得、使用料を納付する必要があります。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りではありません。

また、キャラクター（例えばピカチュウ、ドラえもん、ミッキーマウスなど）の使用についても、事前に著作者に了解を求める事が必要です。従って、著作権侵害にあたる作品（絵画も含む）は、賞の対象としないことがあります。

★出品物の管理

◎作品の搬入後、その取扱保管には最善の注意を払いますが、万一、火災・盗難その他不可抗力により紛失又は破損した場合、責任を負いません。特に多数の観覧者が来場する展覧会場において作品に破損・故障等が発生した場合についての責任は負いかねますので、予めご了承ください。

一般の部

1. 応募資格

県内に在住する個人・グループ又は法人(県外の者は実行委員会の承認を得た者)。
共同権者・共同出願人・共同発明者がある場合は、必ず双方の了承を得て応募すること。

2. 募集作品

- 1) 特許・実用新案については、原則として過去5年以内に出願又は登録されたもの。
意匠については、過去4年以内に出願又は登録されたもの。ただし、賛助出品(無審査)は、この限りでない。
- 2) 産業上又は日常生活に有益な新製品、アイデア作品など。ただし、過去に本展に応募したことのあるもの及び文書・図面のみのもは、対象外とします。
- 3) 出願されていないものや、登録されていない出願中のものでも応募できますが、事前審査の対象とはしません。当日審査のみとなります。
- 4) **原則として、無料コーナーの出品物の大きさは縦・横・高さとも100cm以内、重さは20kg以内とする。**規格を超える場合は、事前にご相談ください。(ただし、破損及び変質しやすいものは除く。)
- 5) 1人2点までとする。

3. 出品料

- 1) 「有料小間」(税込価格)

(小) 間口1.3m×奥行1.3m	台無 31,000円	台有 39,500円
(中) 間口1.8m×奥行1.3m	台無 52,000円	台有 65,700円
(大) 間口2.7m×奥行1.3m	台無 72,000円	台有 89,300円
- 2) 「無料コーナー」=無料

4. 装飾等

- 1) 会場の装飾は、実行委員会において基礎整備は行うが、特別の装飾・装置等や、実演等を希望する場合は、あらかじめ実行委員会の承認を得なければならない。又、その経費は出品者の負担とする。
- 2) 有料小間・無料コーナーともに、提出していただいた内容説明書②を作品に添えます。

5. 申込方法

- 1) 所定の出品申込書①・内容説明書②に必要事項を記入し、特許庁に登録または公開されているもので、審査の対象にする場合は、**特許公報(または公開特許公報)・登録実用新案公報・意匠公報の写しを1部添付してください。また、登録実用新案公報については、技術評価書がある場合は写しを1部添付してください。**
- 2) 出品申込書①・内容説明書②は作品とは別に、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会(以下、「各支会」とする。)事務局宛、提出してください。(最終ページ記載)

6. 募集期間

令和4年7月1日(金)～9月16日(金)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

7. 搬入・搬出(時間厳守で行います。)

- 1) 「有料小間」(1階「マーサスクエア」)

搬入	令和4年10月20日(木)午前8時～午前10時
搬出	令和4年10月24日(月)午後4時～午後5時
- 2) 「無料コーナー」(4階「マーサホール」)

搬入	令和4年10月18日(火)午後2時～午後5時
搬出	令和4年10月24日(月)午後4時～午後5時

8. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。
審査日 令和4年10月20日(木)午前10時～午後3時

9. 表彰

表彰式 令和4年10月24日(月)午後3時～午後4時(表彰件数は別表のとおり)

10. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡いたします。

11. その他

応募要件を満たしている優秀な出品物の発明・創作者が応募を希望する場合、公益社団法人発明協会主催の「中部地方発明表彰」候補者として推薦します。

児童・生徒の作品の部

1. 応募資格

県内の小・中・高等学校(高等専門学校および専修学校については、高等学校と同じく3年生までとする)の児童・生徒

2. 募集作品

- 1) 作品は1人あるいは共同(3名以内)で発明くふうしたものに限り、単なる工芸品や模型、あるいは破損、変質しやすいもの、文書・図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの(著作権侵害)、及び過去に本展に応募したことのあるものは対象外とします。
- 2) 著作権の存続している著作物(音楽、イラスト、キャラクター等)を使用する場合には事前に著作者の許諾を得ているものに限り、
- 3) **作品の大きさは、たて・よこ・高さとも100cm以内、重さは20kg以内とします。規格を超えた場合、展示及び審査の対象外となりますのでご注意ください。**
- 4) **作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ(以下、「各支会」とする。)が推薦する作品に限り、ただし、例年展覧会が行われていない地域や、高等学校の生徒の作品はこの限りではありません。**
- 5) 1人1点とします。

3. 申込方法

所定の申込書①と説明書②に必要事項を記入し、作品とは別に実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、提出してください。(最終ページ記載)

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より約1ヶ月前になりますので、ご注意ください。詳細は所属の各支会(最終ページ記載)へお問い合わせください。

実行委員会締切日は令和4年9月16日(金)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 搬入・搬出(4階「マーサホール」)(時間厳守で行います。)

搬入 令和4年10月18日(火)午後2時～午後5時

搬出 令和4年10月24日(月)午後4時～午後5時

6. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 令和4年10月19日(水)午前10時～午後5時

7. 表彰

表彰式 令和4年10月23日(日)午後3時～午後4時(表彰件数は別表のとおり)

8. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡いたします。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡いたします。)

9. その他

- 1) 応募者全員に参加賞を贈ります。
- 2) 金賞・銀賞受賞者は、公益社団法人発明協会主催の「全日本学生児童発明くふう展」に出品を推薦します。
- 3) 「全日本学生児童発明くふう展」において、恩賜記念賞並びに特別賞受賞者は「青少年創造性開発育成海外交流派遣団員」のメンバーに選ばれるチャンスがあり、「世界青少年発明工夫展」に参加するため、海外に行っていただくことがあります。

児童・生徒の絵画の部

1. 応募資格

県内の小・中学校の児童・生徒

2. 募集作品

- 1) 「未来の科学の夢や未来の世界」を描いたもの。
- 2) 1人1点とします。
- 3) 画材は絵の具、クレヨン、サインペンなど自由です。
- 4) 作品の大きさは、B3判(36.4 ㍉×51.5 ㍉)または四つ切りの画用紙を使用してください。ただし、立体は除く。
- 5) 作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ(以下、「各支会」とする。)が推薦する作品に限ります。ただし、例年展覧会が行われていない地域はこの限りではありません。
- 6) 他人の作品をまねたもの、過去に発表したことのあるものは、対象外となります。
- 7) 著作権の存続している著作物(イラスト、キャラクターなど)を使用する場合は、事前に作者の承諾を得ているものに限りします。
- 8) 図鑑などを参考にした場合は、申込書の参考資料欄に本の名前を記入してください。
- 9) 入賞作品の著作権は実行委員会に属するものとします。
- 10) 厚さ3mmを超える作品は、応募できません。
- 11) 作品は、手書きされたものであり、パソコン画は対象としません。

3. 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、申込書のコピーを作品の裏面右に貼り、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、絵画と一緒に提出してください。(最終ページ記載)

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より約1ヶ月前になりますので、ご注意ください。詳細は所属の各支会(最終ページ記載)へお問い合わせください。

実行委員会締切日は令和4年9月16日(金)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 審査

令和4年10月中旬(予定)

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

6. 表彰

表彰式 令和4年10月23日(日)午後3時～午後4時(表彰件数は別表のとおり)

7. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡いたします。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡いたします。)

8. その他

- 1) 応募者全員に参加賞を贈ります。
- 2) 応募されたすべての絵画は、公益社団法人発明協会主催の「未来の科学の夢絵画展」に出品を推薦します。
- 3) 入賞作品の著作権は一般社団法人岐阜県発明協会並びに公益社団法人発明協会に属するものとします。入賞作品は本展普及等の目的で、主催者及び後援・協賛団体等の印刷物・ホームページ等に掲載させていただく場合があります。

商標・社標の部

1. 応募資格

県内に在住の個人又は法人

2. 募集商標・社標

商標・社標として現在使用しているもの。

3. 出品料（税込価格）

- 1) 継続出品 1件 5,100円
- 2) 新規出品 1件 10,300円(パネル作成費用を含む)

4. 申込方法

1) 継続出品

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会(以下、「各支会」とする。)事務局宛、提出してください。(最終ページ記載)
ただし、「申込者・連絡先」の欄以外の記入は省略しても構いません。

2) 新規出品

所定の申込書に必要事項を記入し、商標・社標の色見本と一緒に、商標登録を受けたものは公報の写しを1部、出願中のものは願書の写しを1部添付して、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、提出してください。

5. 募集期間

令和4年7月1日(金)～9月16日(金)[**実行委員会事務局必着・期限厳守**]

6. パネルの保管

商標・社標パネルは実行委員会事務局で保管します。

全日本学生児童発明くふう展応募作品に対する 一般社団法人日本音楽著作権協会の見解

1. 第三者の著作物を使用する場合はあくまでも著作者と使用者の使用許諾・契約によるものであるから、使用するキャラクターについても事前に著作者に了解を求める必要がある。
ただ、外国のキャラクター等については著作権管理者の特定が難しい場合がある。
2. 著作権では、全くのコピーの無断使用を防止することが目的ではあるが、最近では近似しているものにまで及んでおり、オリジナルの著作物への影響も考慮されている場合があるので注意が必要。
3. 音楽における著作権は、演奏使用に係るもの複製使用に係るもの出版(歌詞等の表示)に係るものがあるが、
 - ① 演奏(作品が奏でる音源を含む)が営利目的でない場合は許諾・使用料納付の手続きは不要。(演奏許諾)
 - ② 作品に曲を用いることは、複製(音楽をCDからカセットテープへダビングすることと同じ)使用料が発生する。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りでない。(複製許諾)
 - ③ 曲の再現だけでなく、歌詞を表示することは、出版使用料が発生する。(出版許諾)加えて、これらの使用料は、展示するか否かではなく製作するか否かで判断するものであり、製作前に許可を得、使用料を納付する必要がある。
また、展示する際は、許可を得ていることを表示(許諾番号の表示やシールの添付)する必要がある。
既存の曲を記憶させた IC チップを使用する場合にも事前にメーカーに問い合わせるか社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に許可を得ているかを確認する必要がある。

【著作権に関する問い合わせ先】

- ◎ 文化庁 著作権課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111(代表)
ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>
- ◎ (一社)日本音楽著作権協会(JASRAC)(音楽作品を利用する場合)
東京都渋谷区上原 3-6-12 TEL 03-3481-2121(代表)
ホームページ <http://www.jasrac.or.jp/>
- ◎ (一社)日本レコード協会(RIAJ)(音楽 CD を利用する場合)
東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 9 階 TEL 03-5575-1301 (代表)
ホームページ <http://www.riaj.or.jp/>

以上